

平成24年度
第159回宮城県都市計画審議会

参考資料2

気仙沼市都市計画決定に関する意見書要旨

- 気仙沼市都市計画土地地区画整理事業の決定について…………… 1
- 気仙沼市都市計画道路の変更について…………… 2

南三陸町都市計画決定に関する意見書要旨（案）

- 志津川市都市計画土地地区画整理事業の決定について…………… 3
- 志津川市都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更について…………… 8

平成24年9月
宮城県都市計画審議会

意見書要旨及び都市計画決定権者の見解

(鹿折地区被災市街地復興土地地区画整理事業)

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(気仙沼市)の見解
1	気仙沼市新浜町二丁目の住民	<p>(要旨1)</p> <p>今回の土地地区画整理事業区域の設定について、主要地方道気仙沼唐桑線で浜商栄会かもめ通り商店街を土地地区画整理事業区域の内外に分割した理由を示して欲しい。</p> <p>(理由)</p> <p>浜商栄会かもめ通り商店街は気仙沼市の最も古い商店街のひとつであり、20数店で構成し、また、鹿折地区唯一の商店街であるため。</p>	<p>(見解)</p> <p>・気仙沼市震災復興計画において、L2クラスの津波による浸水被害が想定される市街地では、住居系土地利用を誘導する盛土嵩上げゾーンと、住宅立地を制限し産業系土地利用を誘導する低地ゾーンに市街地を再編整備する方針としている。</p> <p>この方針に基づき、本土地区画整理事業では、既存都市機能の現状を踏まえ、エリア別の土地利用方針を定め、公共施設物(道路・河川・鉄道)などの地形・地物により施行区域を設定している。</p> <p>かもめ通り商店街の北側の区域については、「今後の土地利用意向調査(H24.1)」の結果、早期の自力再建要望が多い個所であったため、早期事業再開を促進すべき区域として定め、土地地区画整理事業の施行区域から除くこととしている。</p>
		<p>(要旨2)</p> <p>現在低地ゾーンにある商店街を盛土嵩上げゾーンへ換地移転して欲しい。</p> <p>(理由)</p> <p>お客様(住民)の利便性、商店街の立地を考慮するため。</p>	<p>(見解)</p> <p>換地設計は、今回の都市計画決定事項ではないが、商店街の位置については、まちづくりにおける重要な要素として認識しており、商店街の土地利用計画を含めた検討をしている。</p> <p>今後、事業計画を策定していく中で、意見を踏まえながら住居系市街地への配置を検討していきたいと考えている。</p>

意見書要旨及び都市計画決定権者の見解

(3・4・2 鹿折駅浜線)

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(気仙沼市)の見解
1	気仙沼市東みなと町の住民 ほか1名	<p>(要旨)</p> <p>新設する鹿折駅浜線の計画法線について変更を求める。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替する計画法線の検討の余地があると思う。例として駅までの直線的ルート。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有財産権及び居住権の侵害になるのではないか。 ・計画法線内に自己所有地がある。 ・建物撤去により建物所有者等の負担も発生し、また補償費などにより公共の利益を損なうものではないか。 	<p>(見解)</p> <p>鹿折駅浜線は、気仙沼市震災復興計画に基づく鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業と合わせた良好な市街地の形成及び盛土嵩上げゾーンにおける災害時の救援・避難ルートとして必要不可欠な路線となっている。</p> <p>このため、本路線は、西側の都市計画道路片浜鹿折線から東側については鹿折川を挟んだ対岸の県道大島浪板線とおおむね直角に接続させる計画法線で安全性や走行性に配慮した配置としている。</p> <p>また、計画法線選定にあたっては、既存家屋や公共道路等への影響を十分に配慮し、鹿折川に架かる橋の橋長をなるべく短くする等の経済的な法線としている。</p> <p>従って、本計画は鹿折地区の円滑で迅速な復興のために最適な計画と判断している。</p> <p>(見解)</p> <p>本路線の計画は、気仙沼市震災復興計画に基づく鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業により施工されるものであり、鹿折地区の復興のため、必要不可欠であり、公共性の高い事業と考えている。</p> <p>また、土地区画整理事業により施工するため、土地は地権者に換地され、私有財産権や居住権を犯すものではない。</p> <p>市では、今後、土地区画整理事業についての各地権者等との調整の中で、本都市計画道路計画においても、広く市民の方々のご理解とご協力を、求めていくこととする。</p>

意見書要旨及び都市計画決定権者の見解（案）

（志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業）

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(南三陸町)の見解
1	南三陸町志津川字 助作の住民	<p>(要旨1)</p> <p>私の住所地在公園予定地になっているとのことで、住居の建設ができない。これ以上、私の財産をとらないでほしい。</p>	<p>(見解)</p> <p>町では今次津波による復興の一つの方針として、住宅地や公共施設を高台に移転するとともに、津波等の自然災害による危険の著しい区域について、災害危険区域を指定し、住居の用に供する建築物の建築を禁止することとしている。</p> <p>当方針に基づき、今次津波で被災している助作地区は、災害危険区域の指定を予定しており、今後事業計画を策定していく中で、地権者の理解と協力を求めていくこととする。</p> <p>また、当該地は公園用地としての買い取りではなく、土地地区画整理事業の施行を予定しており、減歩後の土地は地権者に換地されることになるため、住居以外の土地として有効に活用することが可能と考えている。</p>
		<p>(要旨2)</p> <p>志津川市街地の都市計画案については、あまりにも「夢物語」すぎるのではないか。</p>	<p>(見解)</p> <p>志津川市街地の都市計画案は、平成23年12月に策定した「南三陸町震災復興計画」に基づいて作成している。</p> <p>この計画は、東日本大震災による津波で、町が壊滅的な被害を受けたことから、二度とこのような被害を受けないよう、単なる「復旧」とどまらない、町民誰もが安全・安心で、豊かさを実感できる「復興」を遂げるための、新しいまちづくりの指針として策定したものである。また、土地利用については、海岸保全施設整備等により防御だけではなく、住まいの高台移転や低地の土地利用規制等を基本としている。</p> <p>震災復興計画を実現するため、今後も引き続き、まちづくり協議会をはじめとする地元の皆様からのご意見を頂きながら志津川市街地の基盤整備を推進していくこととする。</p>

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(南三陸町)の見解
2	登米市南方町の仮設住宅の住民 ほか43名	<p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤と堤防の計画について、議論の余地を与えてほしい。 ・復興特区の上書き権などを活用して、南三陸町の風土に合わせた計画の実現を希望する。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の理念に基づいた、町独自の復興の道を歩むことができる。 ・レベル1の津波に対して、蓄電池を活用した遠隔操作可能な水門の整備や、塩害に強い照葉樹林を防潮林として波の力を弱めるなど、南三陸町ならではの自然の力を最大限に活かした減災の道を歩みたい。そうすれば、防潮堤にかかる予算も1/10ですむだろう。 ・八幡川の東側は防潮堤と盛土で商店街等を守り、西側はそれより低い緑地にして、津波を「いなす」方法等、海の町の地形と呼応した町独自の復興が、震災からの学びを後世に語り継ぐ大前提である。 	<p>(見解)</p> <p>今回の都市計画決定に直接関係するものではないが、見解は以下の通りである。</p> <p>本県沿岸部の海岸堤防の計画高については、県において検討し、国や県等の関係機関からなる「宮城県沿岸域現地連絡調整会議」において調整の上、人命や住民財産の保護等の観点から、過去の津波の痕跡高さの記録等に基づき、数十年から百数十年に一度程度発生する頻度の高い津波の高さ等に対応できるよう定めたものである。また、志津川地区における八幡川の整備については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人為操作が不要。 ②水門は、開閉扉の不確実性が残る。 ③治水安全度(流下能力)の向上がより期待できる。 ④水門はメンテナンス費用が多くなる。 <p>等の理由から、これまでの水門方式ではなく堤防方式を採用することとした。町ではこの整備方針を「南三陸町震災復興計画策定会議」や町議会に諮り、「南三陸町震災復興計画」で計画の反映を行ったものである。</p>

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(南三陸町)の見解
		<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが志津川の地形から、人間としての住まい方や命の循環を学べる、胸を張って町民憲章を世界に伝えられるような町にしたい。 ・防潮堤の高さとあり方は町民全員の課題であり、それを住民が考える過程を復興の土台にした <p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が意見を述べ合い、地形と呼応した町づくりをすることで、町民は(復興に向けて) がんばることができる。 	<p>(見解)</p> <p>本計画については、4月に地元住民へ配布した「志津川地区復興まちづくりだより 第2号」に掲載するとともに、4月末に開催した「志津川市街地の土地利用計画に関する説明会」や個別相談会でも説明を行っており、一定の住民周知、合意形成は図られたものと考えている。</p> <p>なお、現在、県は防潮堤や河川堤防の整備計画について、詳細を検討中であり、概ね計画案が作成できた時点で、住民説明を行う予定と聞いている。</p> <p>町の風土や地形に合った町独自のまちづくりや住民主体のまちづくりについての意見は、南三陸町のまちづくりの実行の方法に関するものであり、今後、まちづくり協議会をはじめとする地元の貴重な意見として、検討されるべき事項と考える。</p>

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(南三陸町)の見解
3	南三陸町志津川字 天王山の住民	<p>(要旨1)</p> <p>県のTP8.7mの防潮堤や河川バック堤の提案について、町は正式に受け入れを決定したのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>新しいまちづくりは住民が決めることである。</p> <p>町は決定事項の報告だけではなく、住民と協議する場を設け、徹底的に議論してほしい。</p>	<p>(見解)</p> <p>今回の都市計画決定に直接関係するものではないが、見解は以下の通りである。</p> <p>本県沿岸部の海岸堤防の計画高については、県において検討し、国や県等の関係機関からなる「宮城県沿岸域現地連絡調整会議」において調整の上、人命や住民財産の保護等の観点から、過去の津波の痕跡高さの記録等に基づき、数十年から百数十年に一度程度発生する頻度の高い津波の高さ等に対応できるよう定めたものである。また、志津川地区における八幡川の整備については、</p> <p>①人為操作が不要。 ②水門は、開閉扉の不確実性が残る。 ③治水安全度(流下能力)の向上がより期待できる。 ④水門はメンテナンス費用が多大となる。</p> <p>等の理由から、これまでの水門方式ではなく堤防方式を採用することとした。町ではこの整備方針を「南三陸町震災復興計画策定会議」や町議会に諮り、「南三陸町震災復興計画」で計画の反映を行ったものである。</p> <p>本計画については、4月に地元住民へ配布した「志津川地区復興まちづくりだより 第2号」に掲載するとともに、4月末に開催した「志津川市街地の土地利用計画に関する説明会」や個別相談会でも説明を行っており、一定の住民周知、合意形成は図られたものと考えている。</p> <p>なお、現在、県は防潮堤や河川堤防の整備計画について、詳細を検討中であり、概ね計画案が作成できた時点で、住民説明を行う予定と聞いている。</p> <p>新しいまちづくりについての意見は、南三陸町のまちづくりの実行の方法に関するものであり、今後、復興まちづくりを検討していく中で貴重な意見として、参考にしたい。</p>

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(南三陸町)の見解
		<p>(要旨2)</p> <p>気仙沼市で県がしたように、T P高がわかる看板を南三陸町でも設置してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>縦覧される計画図は、平面で実感がわからない。</p>	<p>(見解)</p> <p>防潮堤や河川堤防の計画高を示す看板の設置については、住民の復興まちづくりに対する理解を深めるために有効なものと考えられるため、事業主体である県にその旨を申し伝えるものとする。</p>

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

意見書要旨及び都市計画決定権者の見解（案）

（志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設）

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者(南三陸町)の見解
1	登米市南方町の仮設住宅の住民 ほか43名	<p>(要旨)</p> <p>災害公営住宅について、少人数世帯も木造長屋式住宅に入居可能としてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>・住民の自立を促し、生活の質を保ちながら新しいコミュニティ再生を叶えるためには、身近に花を育てることができる環境が必要である。</p>	<p>(見解)</p> <p>災害公営住宅の構造については、今回の都市計画決定事項に直接関係するものではないが、災害公営住宅の整備については、限られた高台の敷地に必要戸数を確保しなければならないため、希望者全員に木造長屋建住宅を供給することは困難である。</p> <p>そのため木造長屋建住宅や木造戸建住宅への入居は4人以上の世帯を対象とする方針としている。</p> <p>なお、3人以下の少人数世帯に入居していただく鉄筋コンクリート造集合住宅は3～5階建てとなる予定であるが、エレベーターの設置や住戸内のバリアフリー化など高齢者に配慮した構造とする予定である。</p> <p>また、集合住宅では全戸にバルコニーを設置するとともに、可能な限り敷地内に共同花壇、共同菜園を設置する方針としている。</p>
2	南三陸町志津川字天王山の住民	<p>(要旨)</p> <p>高台移転にあたり、公共施設の整備計画について、高齢者や障害者の包括的施設の具体的な計画を示してほしい。</p> <p>町が事業運営困難であれば、民間委託の積極的な導入を検討してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>公設民営で住民ニーズに対応してほしい。</p>	<p>(見解)</p> <p>今回都市計画変更を行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の公益的施設では、子育て拠点施設や生涯学習センター等を、また、既に決定されている東地区の公益的施設では、保健センターなどの高齢者や障害者の施設を配置する計画である。</p> <p>今後、その運営方法も含めて、まちづくり協議会をはじめとする様々な住民の意見を踏まえながら、さらに検討を進めていきたいと考えている。</p>